



広報

# おみいた

No.285

2022.3



## 元気いっぱい！ 鬼はそと、福はうち！

令和4年2月3日(木)さくら保育所で豆まきが行われました。  
園児たちは寒さにも負けず、豆を投げて鬼を追い払いました。



|                   |       |
|-------------------|-------|
| 町長表彰・災害時協定        | 2     |
| 臨時特別給付金           | 4-6   |
| 後期高齢者医療制度に関するお知らせ | 10-13 |
| 保健師からのお知らせ        | 14-19 |

# 町長表彰式挙行される

(敬称略)

1月28日、町長表彰式が行われました。

各分野で活躍され、その功績により表彰状を受けられたのは、次の方々です。



- ◆地方自治の発展に貢献  
多富 佐智子
- ◆スポーツの振興に功績  
月岡 志龍  
月岡 志道
- ◆防犯意識の向上と青少年の健全育成に貢献  
齋見 寛繁  
吉田 幸男  
花補佐 和良  
鳥羽 慶治
- ◆町民の健康増進に貢献  
辰己 文代
- ◆国民健康保険事業の適正な運営に貢献  
野田 五朗
- ◆地方教育行政の発展に貢献  
乾 寛子
- ◆選挙の公正且つ適正な執行に貢献  
坂東 一博
- ◆多数のマスク寄付  
仏光堂株式会社
- ◆多数のブルーヒーター寄付  
朝日音響株式会社

# 災害発生時のごみ処理に関する協定締結

令和4年1月21日、中央広域環境施設組合で、組合を構成する4市町（吉野川市・阿波市・板野町・上板町）は、徳島県産業資源循環協会と大規模災害で発生した廃棄物を迅速に処理するための協定を締結しました。

協定では、廃棄物処理を円滑に進めるための体制構築や情報共有を行い、協会は自治体からの要請を受けて人員や車両を確保し、各自治体の仮置き場の管理や廃棄物の分別作業、処分先への搬出なども行います。

また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害では、とりわけ被害が複数の都道府県にまたがる広域災害が想定されることから、山口県萩市に所在がありますジェムカ株式会社と同様に災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書を締結しました。



# 申請期限が迫っています！

## 上板町事業者支援金給付事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、経営に影響を被っている事業者の皆様に対し、経営継続の下支えを図ることを目的とし、上板町が予算の範囲内において支援金を給付しています。**申請期限が迫っていますので、該当される方はお早めに申請にお越しくください。**

### 対象者

上板町内に本店を有する法人または本町に住民登録のある個人事業者で、営業の実態があり今後も事業を継続する意思がある事業者。

◇令和元年分、または令和2年分の確定申告書の事業収入金額と、令和3年分の事業収入金額とを比較し、20%以上減少していること。

※事業収入（営業収入・農業収入）金額が、総収入金額の50%以上ある事業者であること。

### 申請方法

- ・様式第1号 上板町事業者支援金給付申請書（兼請求書・誓約書）
- ・様式第2号 収入金額減少率計算書
- ・令和元年分または令和2年分の確定申告書の写し  
収入金額が確認できる書類（確定申告書B、町民税等申告書、収支内訳書など）  
法人に関しては、該当年月の法人事業概況説明書（月別の売上高等の状況）等
- ・令和3年分事業収入金額確認書類（売上帳簿など）  
※令和3年分の確定申告が完了している方は、申告書の写しをご持参ください。
- ・本人確認書類の写し ※代表者（代理人も含む）
- ・振込口座通帳の写し
- ・その他町長が必要と認める書類  
※申請様式は、上板町ホームページよりダウンロードできます。

支給額 **10万円を給付します。**  
(1回限りとなります。)

申請期限 **令和4年3月10日必着**  
(申請は役場開庁日に限ります。)



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。

※給付金の支給を順次進めています。未定となっている部分については、決まり次第、お知らせします。

## 支給対象者

### 1. 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で上板町に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

(注意) 一人暮らしの学生等、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(注意) 生活保護受給世帯は対象となります。

※未申告の方は、令和2年分の所得の申告をすることで、対象となる場合があります。

※対象と思われる世帯で、現時点で確認書が届いていない場合は、世帯に未申告の方がいる可能性があります。学生の方も申告が必要です。本給付金を希望される場合は、申告していただきますようお願いします。申告については、税務課にお問い合わせください。

### 2. 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 申請方法

### 1. 住民税非課税世帯

◇対象となる世帯には上板町から確認書をお送りいたします。

確認書には特別定額給付金（10万円）の際にお伺いした口座を記載しますので、変更がないかご確認いただき、確認書を返送してください。

◇令和3年1月2日以降に転入された方等、一部申請が必要な場合があります。

（注意）確認書の送付対象となる方には、令和4年2月3日に発送いたしました。

他、申請が必要な方には、後日申請書をお送りします。

順次対応いたしますので、しばらくお待ちください。



### 2. 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。令和3年1月以降の任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の給料明細等をご用意ください。

（注意）新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

（注意）申請受付時期は、現在未定です。

## 給付額

### 1世帯あたり10万円

（住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯1回限り）

## 給付時期

確認書が届いた方は、役場へ返送していただいた後、支給決定し支給予定です。

申請が必要な方については、現在未定です。



## その他

◆申請に不備があると給付が遅れることがあります。

◆世帯主以外の口座には振込みができません。

◆配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和3年12月10日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ● お問い合わせ ●

内閣府コールセンター（制度に関するもの） ☎ 0120 - 526 - 145（午前9時から午後8時 土日祝を含む）  
上板町役場民生児童課（支給に関するもの） ☎ 088 - 694 - 6811（平日 8時30分から17時15分）

# 令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

令和3年11月19日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金についてお知らせします。

## 支給対象者

- (1) 上板町から令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給している方
- (2) 令和3年9月30日時点で高校生年齢（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童を養育している方（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- (3) 令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）を養育している方（注意）特例給付もしくはそれに準ずる方は、本給付金の対象外となります。

支給額 児童1人当たり一律 **10万円**

## 支給手続き等について

- (1) に該当する支給対象者の方

令和3年12月27日(月)に児童手当の支給において指定している口座へお振込みしております。

(注意) 児童手当の支給要件児童世帯に高校生年齢児童がいる場合には、「積極支給」による支給を行っております。

(注意) 公務員の支給対象者の方は、申請が必要です。

- (2) に該当する支給対象者の方、公務員の支給対象者の方

申請手続きが必要です。申請が必要と思われる児童の保護者様宛に申請書を令和4年1月11日に送付しましたので、未申請の方は返信用封筒または民生児童課へ直接ご提出ください。申請書を提出いただいた後、内容を審査し、支給決定いたします。

\* 児童が町外に住民票のある方は、上板町から案内出来かねますので民生児童課までご連絡ください。

- (3) に該当する支給対象者の方

令和3年9月以降令和3年1月14日までに、上板町民生児童課に児童手当の認定請求または額改定請求をした児童（新生児）分については申請手続きが必要です。該当の方には申請書を送付しましたので、未申請の方は返信用封筒または民生児童課へ直接ご提出ください。申請書を提出いただいた後、内容を審査し、支給決定いたします。令和4年1月17日以降に児童手当の申請をされた方は併せて給付金の申請をお願いします。

(注意) 公務員の方で出生手続きをされた方は必ず民生児童課の窓口へお立ち寄りください。



## 詐欺にご注意ください!!

「子育て世帯への臨時特別給付」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに上板町や最寄りの警察にご連絡ください。

## ● お問い合わせ ●

内閣府コールセンター ☎ 0120 - 526 - 145（午前9時から午後8時 土日祝を含む）  
上板町民生児童課 ☎ 088 - 694 - 6811（平日8時30分から17時15分）

# 福祉灯油購入費助成のお知らせ

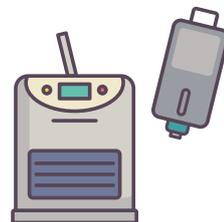
この度、上板町では、原油価格の高騰に伴い、冬期に使用量が増加する灯油の値上がりが、低所得世帯に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、令和3年度限りの緊急対策として、次のとおり「福祉灯油購入費」の助成を行うことにしました。

助成金の支給を希望される方は、必要書類を添えて「福祉灯油購入費助成申請書」を令和4年3月30日までに提出してください。申請書は、窓口に備えています。

## 対象世帯

次のいずれにも該当する世帯に限ります。

- ① 令和4年1月1日時点において、上板町内に住所を有する世帯
- ② 令和3年度の市町村民税が非課税である世帯
- ③ 生活の本拠が在宅である世帯（入所または長期入院を除く）



## 助成金額

1世帯当たり **3,000円**（上限額）

※1世帯につき、支給は1回まで。

## 助成対象期間

令和4年1月7日(金)から令和4年3月25日(金)までの間に購入した灯油代

## 必要書類

- ・助成対象期間内に購入した **3,000円以上の灯油のレシート等**（購入日が記載されたもの。）
  - ※複数枚のレシートをまとめて申請することも可能です。
  - ※電子マネー等で購入する場合も、領収証を忘れずに受領してください。
- ・非課税証明書（令和3年1月2日以降に転入された方のみ。）
- ・申請者名義の振込口座通帳の写し

## 申請期限

令和4年3月30日(水)



● 提出窓口・お問い合わせ ●

上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811  
上板町七條字経塚 42 番地

# 平時から避難場所を確認しておきましょう！

## 指定緊急避難場所一覧

| 施設名                         | 所在地              | 異常な現象の種類 |      |      |    |
|-----------------------------|------------------|----------|------|------|----|
|                             |                  | 洪水       | 土砂災害 | 内水氾濫 | 地震 |
| 上板町役場                       | 上板町七條字経塚42番地     | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 上板町農村環境改善センター               | 上板町七條字経塚42番地     | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 上板中学校（体育館）                  | 上板町神宅字西金屋44番地    | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 神宅小学校（体育館）                  | 上板町神宅字喜来135番地    | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 東光小学校（体育館）                  | 上板町西分字東光 8 番地    | △        | ○    | ○    | ○  |
| 松島小学校（体育館）                  | 上板町鍛冶屋原字北原20番地   | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 高志小学校（体育館）                  | 上板町高瀬字天目一1108番地  | △        | ○    | ○    | ○  |
| 上板町文化センター                   | 上板町神宅字青木10番地 1   | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 上板町文化センター 第1分館              | 上板町西分字滝ノ宮西26番地 1 | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 上板町馬道会館                     | 上板町西分字原淵18番地 2   | △        | ○    | ○    | ○  |
| 上板町ファミリースポーツ公園              | 上板町七條字天王 7 番地    | △        | ○    | ○    | ○  |
| 老人保健施設 健祥会ハート               | 上板町下六條字中西50番地 1  | ○        | ○    | ○    | ○  |
| 社会医療法人あいざと会 藍里病院<br>(グラウンド) | 上板町佐藤塚字東288番地 3  | △        | ○    | ○    | ○  |

**指定緊急避難場所**：災害による危険が切迫した状況において一時的・緊急的に避難する場所のこと。

異常な現象（災害）の種類ごとに指定緊急避難場所を指定しています。

斜線の箇所は指定緊急避難場所ではありません。（洪水により人の生命及び身体に危険がおよぶおそれがあるため。）

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 令和4年4月1日からの徳島地方気象台の電話窓口の変更

平日（8時30分～17時15分）

☎ 088-622-3857

夜間・休日（終日で利用可能）

☎ 088-656-9549 自動音声による気象情報



# 鳴門税務署からのお知らせ

## 令和3年分確定申告

| 税目           | 申告・納付期限  | 振替納税の口座引落日 |
|--------------|----------|------------|
| 所得税及び復興特別所得税 | 3月15日(火) | 4月21日(木)   |
| 消費税及び地方消費税   | 3月31日(木) | 4月26日(火)   |
| 贈与税          | 3月15日(火) |            |

※ 年末調整済みの給与所得と医療費控除の申告のように、税金が還付される申告は3月15日(火)を過ぎてからも申告できます。

### 《確定申告会場》

- ◇場 所 鳴門税務署 (鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3)
- ◇開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く。)
- ◇相談受付時間 午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)
- ※書類提出受付 午前8時30分～午後5時

## 確定申告会場への入場は「入場整理券」が必要です！



**税務署**

確定申告会場で  
**当日配付**

又は



**オンラインで  
事前発行**

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。  
← 友だち追加はこちらから！

入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。  
なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にe-Taxを是非ご利用ください。

※ 申告書等の提出のみであれば、入場整理券は必要ありません。

問 鳴門税務署 ☎088-685-4101

# 上板町大山財産区議会議員一般選挙 上板町神宅財産区議会議員一般選挙 について

### ●上板町大山財産区議会議員一般選挙

選挙区 大山地区 (大字が神宅・西分・椎本の区域)  
(被)選挙権 上板町議会議員の(被)選挙権を有している方で大山地区に住所を有している方

### ●上板町神宅財産区議会議員一般選挙

選挙区 神宅地区 (大字が神宅の区域)  
(被)選挙権 上板町議会議員の(被)選挙権を有している方で神宅地区に住所を有している方

### ●両選挙共通

選挙日 令和4年3月27日(日)  
告示日 令和4年3月22日(火)  
立候補届出日 令和4年3月22日(火)  
午前8時30分～午後5時00分  
(中央公民館大会議室)

任期満了日 令和4年4月14日(木)

### ●立候補予定者説明会

日時：令和4年3月9日(水) 午後1時  
場所：中央公民館大会議室

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



| 2022年9月30日まで |         | 2022年10月1日から |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 区分           | 医療費負担割合 | 区分           | 医療費負担割合 |
| 現役並み所得者      | 3割      | 現役並み所得者      | 3割      |
| 一般所得者等※      | 1割      | 一定以上所得のある方   | 2割      |
|              |         | 一般所得者等※      | 1割      |

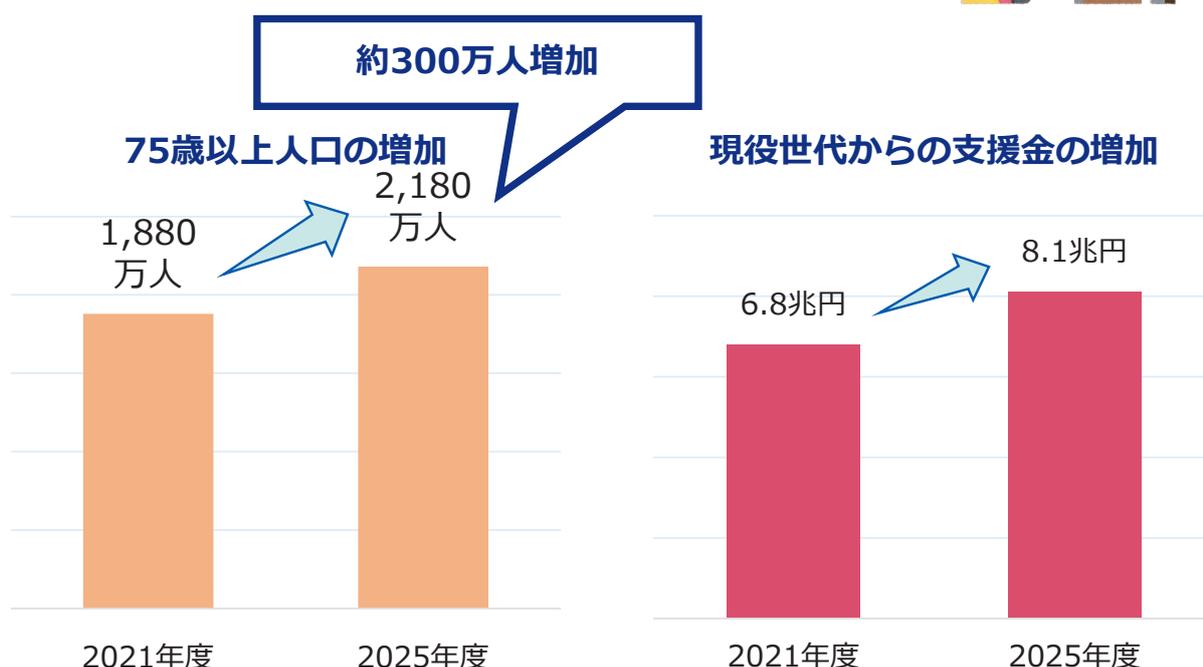
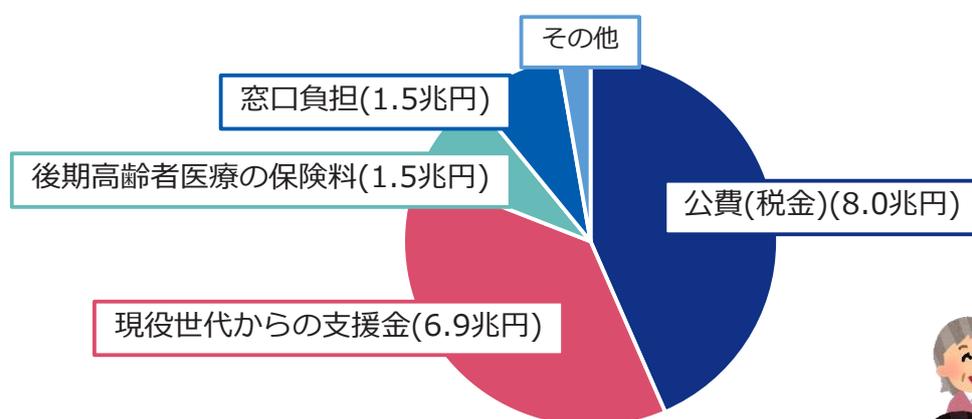
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## 見直しの背景

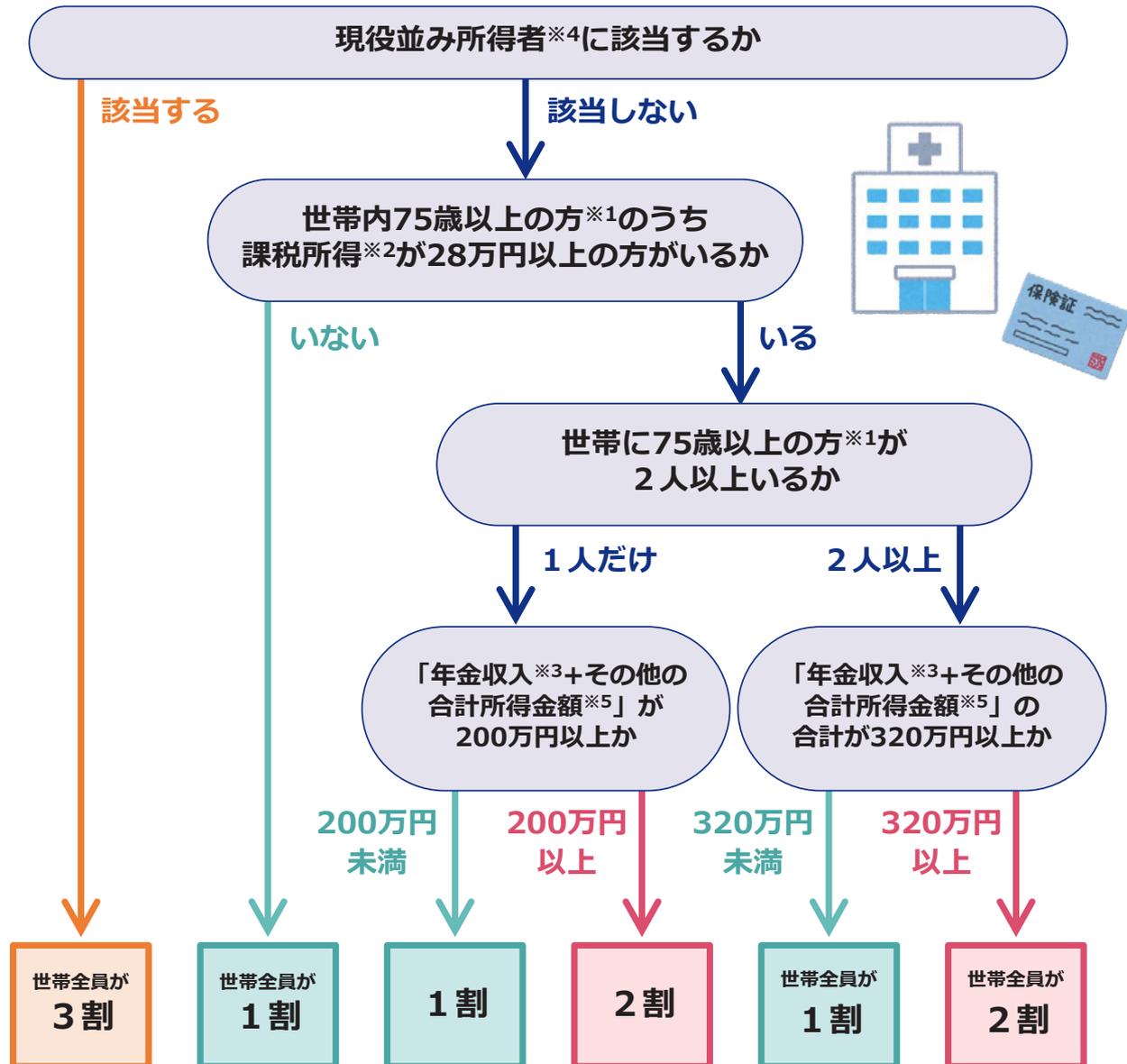
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

**75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳**  
(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



## 窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

(2022年1月発行)

## 窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

|               |         |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円  |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②-①)   | 5,000円  |
| 窓口負担増の上限 ④    | 3,000円  |
| 払い戻し等 (③-④)   | 2,000円  |

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

徳島県の「後期高齢者医療広域連合」または上板町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。  
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

### 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

**2022年9月頃**に各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず  
郵送で  
お届けします



徳島県後期高齢者  
医療広域連合



警察庁  
National Police Agency



● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎ 088-694-6810

# 保健師からのお知らせです



## 1 新型コロナウイルスワクチン予防接種 (3回目) について

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種実施に関する方針が国より示されました。

上板町では、国の方針に基づき接種体制を整えていく予定です。

現在のスケジュールは次のとおり予定しておりますが、詳細や予定の変更は決定次第、順次お知らせします。

### ① 対象者

2回目接種から原則6か月以上経過しており、接種日時点で18歳以上の方

### ② 予診票（追加接種用）及び予防接種済証の発送時期（予定）

接種可能時期に予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発送する予定です。

※追加接種（3回目接種）で使用する予診票にはあらかじめ接種券が印字された状態で届きますので、1回目・2回目接種と異なりシール状のものではありません。

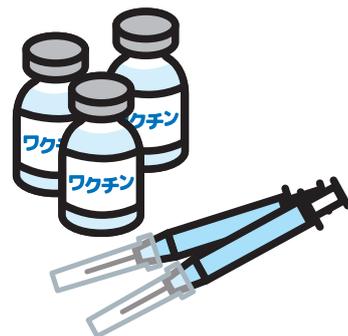
※2回目のワクチン接種後に上板町へ転入された方は、上板町で接種記録を確認できないため、1回目・2回目の接種済証をご持参のうえ上板町保健相談センターにお越しくください。予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発行いたします。

2回目の接種から8か月を経過しても予診票等が届かない場合は、上板町保健相談センター（☎ 088 - 694 - 3344）へお問い合わせください。

### ③ ワクチンの種類について

3回目接種（追加接種）に使用するワクチンは、1回目・2回目接種（初回接種）に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社またはモデルナ社（mRNA ワクチン）を用いることが適当であるとされています。

追加接種において、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用すること（交差接種を伴う追加接種）の効果や安全性を評価した米国の研究によれば、交差接種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交差接種と同種接種で差がなかったと報告されています。



#### ④ 上板町内での予約とワクチン接種場所

※個別医療機関へのご予約に関するお問い合わせはご遠慮ください。

##### ●個別医療機関

|         |                   |      |                  |
|---------|-------------------|------|------------------|
| 井内内科    | (上板町椎本字椎ノ宮 231-1) | 友成医院 | (上板町七條字山ノ神 22-1) |
| 井関クリニック | (上板町椎本字椎ノ宮 314-1) | 野田医院 | (上板町鍛冶屋原字西北原 18) |

※集団接種は2月26日をもって終了しました。

#### ⑤ 予約方法（上板町内の接種場所で接種する場合）

予約方法は3通りあります。

【インターネットで予約をする。(24時間受付可能)】

右のQRコードを読み取るか上板町のホームページよりアクセスしてください。



【電話で予約をする。】

コールセンター：☎ 088 - 624 - 9833

受付時間：8：30～17：30（土日祝日を含む）

【役場に来て予約をする。(代理入力)】

※上記の予約方法での予約が困難な方は、上板町保健相談センターで予約入力代行を行います。

対応時間：平日 8：30～17：00

※予約には「接種券が印字された予診票（追加接種用）」に記載されている「接種券番号」が必要です。

※希望する接種日の3日前までは、予約受付可能です。（ただし、予約枠がある場合に限りです。）

#### ⑥ 上板町外でのワクチン接種

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 → 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の上板町外の医療機関でワクチンを受ける方 → 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地（上板町）と異なる方
- 実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。
- 実際にお住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。



#### ⑦ ワクチン接種当日の注意点

<当日の持ち物>

- ・上板町保健相談センターから届いた黄色の封筒の中身一式
- ・本人確認書類（健康保険証または運転免許証またはマイナンバーカード等）

・封筒には、「接種券が印字された予診票（追加接種用）」と「予防接種済証」が同封されています。  
紛失しないように大切に保管ください。

※「予防接種済証」は接種後も大切に保管ください。

- ・接種前にご自宅等で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、コールセンターや予約した市町村の窓口、医療機関にご連絡ください。
- ・ワクチン接種の際に速やかに肩を出せる服装でお越しください。

## 8 移動困難者のワクチン接種について

下記の対象者でご家族による送迎や、ご自身での移動が困難な方につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種会場迄のタクシー料金を上板町で支援いたしますのでご利用ください。なお、ご自身でタクシーへの乗り降りが困難な方は、同乗者の付き添いが必要となりますのでご注意ください。

### 1. 対象者（65歳以上の方で次のいずれかに該当する方）

- ① 身体障害者手帳の1、2級の障害認定を受けている方
- ② 療育手帳のA1、A2の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1、2級の交付を受けている方
- ④ 介護保険法による要支援1以上の認定を受けている方
- ⑤ 総合支援事業対象の方
- ⑥ 運転免許証を所持していない方

※対象外の方の利用が判明した場合は、上板町に返金が必要になります。

### 2. 支援内容

自宅と接種会場間のタクシー料金を全額補助 ※自宅と接種会場以外は立ち寄れません。

### 3. タクシー会社

(有) 松島タクシー ☎ 088 - 694 - 2106

### 4. 利用方法

松島タクシーの運転手に氏名、生年月日、ワクチンの接種会場、お持ちの手帳の種類等をお伝えください。タクシーの運転手に本人確認書類の提示を求められた時は、提示をしてください。

## 2 令和4年3月31日が実施期限の検診・予防接種・申請について

### 1) 子宮頸がん検診、乳がん検診

令和3年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の検診期間は**令和4年3月31日(木)**までとなっています。

受診間隔は2年に1回、対象者となる年齢は、子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の女性の方です。また、特定の年齢の方には無料クーポン券と問診票をお送りしています。

受診対象となる方でまだ受診されていない方は、下記までお問い合わせください。

### 2) 胃内視鏡検診

令和3年度の胃内視鏡検診の検診期間は**令和4年3月31日(木)**までとなっています。

受診間隔は2年に1回、対象者は50歳以上の方です。(同一年度に胃部エックス線検査との併用はできません。) 受診を希望される方は、下記までお問い合わせください。



### 3) 子どもの定期予防接種について

- 麻しん風しん混合（麻しん・風しん単独も可）ワクチン接種（第2期）

麻しん風しん混合予防接種の第2期の定期接種の対象者（平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれのお子さん）で、まだ接種がお済みでない方は**令和4年3月31日(木)**までに接種していただくようお願いします。

## 4) 高齢者の肺炎球菌予防接種について

令和3年度助成の対象となる方には4月に個別通知を送付しています。

(下記に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。)

通知を紛失した方は、健康推進課（保健相談センター） 保健師までお問い合わせください。

| 年齢  | 生年月日                  | 年齢   | 生年月日                  |
|-----|-----------------------|------|-----------------------|
| 65歳 | 昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生 | 85歳  | 昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生 |
| 70歳 | 昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生 | 90歳  | 昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生   |
| 75歳 | 昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生 | 95歳  | 大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生  |
| 80歳 | 昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生 | 100歳 | 大正10年4月2日生～大正11年4月1日生 |

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(1)自己負担額 4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(2) 接種期限 **令和4年3月31日(木) まで**

※ 町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。  
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。



## 5) 上板町こうのとり応援事業について

上板町では、不妊治療を行っているご夫婦を支援する為、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部（1回につき上限10万円）を助成します。

助成は、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けたものに上乗せする形で行います。



### 申請方法

原則として、治療が終了した日の属する年度内に必要書類を添付して申請する必要がありますので、令和3年度中に治療が終了した方は、

**令和4年3月31日(木) までに** 必ず申請してください。

※この期間を過ぎると申請を受理できない場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、上板町ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎ 088-694-3344

## 3月は、自殺対策月間です。

### ● ● こころのストレスはありませんか ● ●

最近よく眠れない、食事が美味しくない、何をしてもおっくう、気持ちが落ち込むなど、こころのストレスを感じることはありますか。



### ● ● こころのストレスを感じたら ● ●

- 決まった時間に寝る、食べる、着替える、ストレッチをするなど毎日の基本的な生活リズムを崩さないように心がけましょう。
- 情報の集めすぎはストレスになります。新しい情報に触れるのは1日2回におさえましょう。
- 心配事や不安に思っていることを書き出してみましょう。「こころのモヤモヤ」を言葉にすることで、気持ちが少し楽になることがあります。
- 友人や親族などとの会話で気持ちを伝えてみましょう。直接会えないときは、電話、チャットなどを利用するのもよいでしょう。

### ● ● こころのストレスをチェックしましょう ● ●

ストレスを過度にためず、うまくつきあっていくには、まずストレスの状態を知ることが大切です。最近よく眠れない…食事がおいしく食べられない…そんな時は、下記のサイトでストレスの状態をチェックしてみましょう。

みんなのメンタルヘルス総合サイト  
(厚生労働省)



それでもつらいときには…  
誰かに相談してみましょう

#### 相談窓口

- こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570-064-556
- よりそいホットライン (24時間対応)  
フリーダイヤル 0120-279-338
- 24時間子供 SOS ダイヤル (24時間対応)  
フリーダイヤル 0120-0-78310
- DV 相談+ (24時間対応)  
フリーダイヤル 0120-279-889
- とくしま自殺予防センター ☎ 088-602-8911
- 徳島県自殺予防協会 いのちの希望 ☎ 088-623-0444

## 毎年3月1日～3月8日は「女性の健康週間」です。

妊娠中の喫煙は、妊婦自身に及ぼす健康被害と共に、胎児に対する「受動喫煙」による健康被害が明らかにされていること、さらに、子宮頸がんや乳がんの予防や早期発見が重要であることなど、女性には特有の健康問題が存在しています。「女性の健康週間」は厚生労働省が、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために制定されました。

### 妊娠がわかったら、まず禁煙

妊婦だけでなく周りの人もたばこを吸うと、たばこの煙のニコチンの作用で、胎盤や赤ちゃんの血管が収縮し、酸素や栄養が行き渡らなくなります。また、一酸化炭素は血液中の酸素を運ぶ役割のヘモグロビンと強力に結合するため、胎盤、赤ちゃんが酸素不足を起こします。そのため、低出生体重児や流産・早産などの危険性が高くなります。

### 禁煙の効果はいつからでもあります。

たばこは妊娠中だけでなく、生まれてからも赤ちゃん、子どもに悪影響を与えます。禁煙は、赤ちゃん、子どもへの最大のプレゼントです。禁煙には遅すぎる事はありません。どの時期に禁煙してもたばこによるリスクを減らすことができます。



### 子宮頸がん・乳がん検診について

子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方を対象に2年に1回受診できます。この機会に検診を受けましょう。



☆健康推進課 保健相談センターにて「女性のための健康ガイド」を配布しています。(数に限りがあります。)

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎ 088-694-3344

# 3月 保健行事予定表

## I. 健康相談・健康教育

| 月/日 | 時間          | 場所       | 内容          | 担当        |
|-----|-------------|----------|-------------|-----------|
| 3/8 | 10:00～11:30 | 保健相談センター | 個別健康相談・健康教育 | 保健師・理学療法士 |

## II. 乳幼児健康診査

### 1. 1歳6か月児健康診査

| 月/日  | 受付時間          | 場所       | 内容                                 | 該当者                 |
|------|---------------|----------|------------------------------------|---------------------|
| 3/17 | ※個別通知にて案内します。 | 保健相談センター | 問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談 | 令和2年6月1月、令和元年8月31月生 |

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和4年3・4月分

(3/1～4/10まで)

**在 宅 当 番 医**

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

| 3月                         | 4月                          |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1(火) 中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213 | 22(火) 山田眼科藍住 692-8118       |
| 2(水) 健生きたじまクリニック 698-9629  | 23(水) 矢野医院 692-4411         |
| 3(木) こまつばら整形外科 698-5108    | 24(木) 山根眼科 692-8171         |
| 4(金) ルナウイメンズクリニック 697-2322 | 25(金) 西條内科耳鼻科 692-8711      |
| 5(土) 野田(泰)医院 694-2009      | 26(土) 上板整形外科クリニック 637-6600  |
| 6(日) 吉野川病院 698-6111        | 27(日) 浦田病院 699-2921         |
| 7(月) くぼ小児科クリニック 678-7141   | 28(月) 富本小児科内科 692-7228      |
| 8(火) きたじま皮フ科 678-7010      | 29(火) 中山産婦人科 692-0333       |
| 9(水) 香川内科 692-9770         | 30(水) 内科クリニック・オクムラ 692-4771 |
| 10(木) 森本医院 641-4141        | 31(木) きはら耳鼻咽喉科医院 693-0087   |
| 11(金) 中川整形外科 641-2288      | 1(金) こやま小児科内科クリニック 637-3211 |
| 12(土) 友成医院 694-5515        | 2(土) 川原眼科 694-8388          |
| 13(日) 野田(泰)医院 694-2009     | 3(日) 芳川病院 699-5355          |
| 14(月) 稲次病院 692-5757        | 4(月) 大久保内科 692-1220         |
| 15(火) 浜病院 692-2317         | 5(火) 杉みね整形クリニック 693-1021    |
| 16(水) 清水内科 692-8900        | 6(水) 増田クリニック 693-3020       |
| 17(木) あいずみ皮ふ科 692-9211     | 7(木) 小松泌尿器科 692-1277        |
| 18(金) 奥村医院 692-2403        | 8(金) 藍住川島クリニック 692-0110     |
| 19(土) 井関クリニック 637-6066     | 9(土) 浦田病院 699-2921          |
| 20(日) 春藤内科胃腸科 699-3777     | 10(日) 新野医院 672-0571         |
| 21(月) 有住内科クリニック 698-8655   |                             |

### 担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認  
 稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認  
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

# 認知症になっても安心して暮らせる町に

高齢化の進行とともに認知症の人は増加傾向にあり、2025年には高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。上板町は、自分や家族が認知症になっても安心して暮らせる町に向けての取組を開始しています。認知症の人は、目的があつて外出したものの、自分が今いる場所が分からなくなったり、行方不明になってしまうことがあります。こうしたときに備えるため・・・



## 高齢者等見守りシール交付事業をご活用ください!

### 見守りシールとは

スマートフォン等で読み取ることができる QRコード付きのシールで、対象者の衣類や持ち物に貼り付けるものです。



シール見本

### 見守りシールの交付対象者

町内に住所を有する在宅の高齢者又は初老期における認知症と診断された人で、外出後行方がわからなくなるおそれがある人(介護者及び家族からの申請により配布します。)

### 見守りシール交付枚数(対象者1人あたり40枚)

耐洗コードラベル30枚(アイロンで圧着します。衣服や持ち物への貼付用)  
蓄光シール10枚(夜道や暗い場所で発光します。靴や杖などへの貼付用)

### 費用

費用は、無料です(見守りシールの追加交付を希望する方は実費を負担いただきます。)

### 申込方法

上板町見守りシール交付事業利用[新規・変更]申請書に必要事項をご記入の上、健康推進課窓口にお申込みください。

## "発見～保護～ご帰宅"まで 安心、安全、迅速に



QRコードを読み取ると伝言板が表示され、ご本人情報の確認が可能。同時にご家族へ発見通知をメール送信。発見者と伝言板で連絡を取ることができるシステムです

**個人情報表示されません**  
伝言板上でやりとりするため、氏名や住所、連絡先の記載は不要。個人情報の漏洩の心配はありません。

**警察、消防等地域の見守りに役立ちます**  
警察や消防での保護時、QRコードラベル・シールがあることで、身元がすぐに判明。声かけのきっかけとしても役立ちます。

\*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

### 見守りシールを貼った高齢者等を見つけたらご協力をお願いします

道に迷うなど、お困りの様子の高齢者を見かけたら、優しく声をかけてください。また、お困りの高齢者の衣服や持ち物に見守りシールが貼り付けられていないか確認し、身につけている場合はQRコードを読みとってください。読みとると保護者(介護者)に発見の情報が伝達されます。保護者(介護者)と伝言板を通じ、情報交換を行ってください。できる限り家族が来るまで付き添っていただくか、近くの交番まで連れて行ってください。QRコードの読みとりができない場合は、シールに記載されている登録番号を健康推進課へお伝えください。また必要に応じて、警察や消防(救急車要請)などへ通報してください。



# 国民健康保険被保険者証の一斉更新について

現在お持ちの上板町国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は令和4年3月31日で有効期限が切れます。

新しい保険証は令和4年3月中に簡易書留でお送りしますので、4月1日からご使用ください。

なお、保険証は世帯ごとに、世帯主宛てにお送りします。新しい保険証が届いたら記載されている住所、氏名、生年月日等をご確認ください。

※後期高齢者医療制度に加入している方は、今回の保険証更新には該当しませんので、ご注意ください。

※有効期限が切れた保険証は、上板町役場健康推進課へ返却してください。各自の責任において処分する場合は細かく裁断する等、個人情報の取扱いにご確認ください。

※所得申告がお済みでない方（公的年金支払報告書、給与支払報告書の提出がある方は除く）は、所得の申告を税務課へしてください。

## こんなときは届出を！

以下に当てはまる方は14日以内に健康推進課窓口で手続きをしてください

| こんなとき                  | 持参するもの        |
|------------------------|---------------|
| 他の市町村へ転出したとき           | 保険証           |
| 他の健康保険に加入したとき          | 国保と健保の保険証     |
| 生活保護を受けることになったとき       | 保険証、保護開始決定通知書 |
| 死亡したとき                 | 保険証           |
| 住所、世帯主、氏名などが変わったとき     | 保険証           |
| 修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき | 保険証、在学証明書     |

※申請にはマイナンバーの記入が必要です。個人番号カード等をお持ちください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 国民健康保険係 ☎ 088-694-6810

## 成年後見・相続・遺言無料相談会が開催されます

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

日時 4月5日(火) 午後1時～3時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

場所 上板町中央公民館（上板町役場二階）  
第一会議室

● お問い合わせ ●

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター  
徳島県支部徳島県行政書士会内 ☎ 088-679-4440

## 一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

| 開設日      | 開設時間                | 開設場所            |
|----------|---------------------|-----------------|
| 3月16日(水) | 午後1時30分～<br>午後3時30分 | 上板町<br>老人福祉センター |

● お問い合わせ ●

上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

# 人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。

令和4年3月は次のとおり予定しています。

**開催場所** 上板町中央公民館(役場2階) 第1会議室  
**開催日時** 令和4年3月17日(木)  
午後1時30分～午後4時00分

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止させていただく場合がございます。

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

## ○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎ 088-664-3701  
徳島市東沖洲2-14 沖洲マリントーナメントビル内  
あいぽーと徳島

## ○徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課  
徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階  
**相談時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分

## 電話による相談

### ●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル ☎ 0570-003-110  
※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

### ●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル ☎ 0120-007-110

### ●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル ☎ 0570-070-810  
※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。



● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎ 088-694-6809

## 災害時協力井戸登録の募集

災害時に水道水の供給が停止したときなどに生活用水を確保するため、周辺住民の皆さまに井戸水をご提供いただける災害時協力井戸の登録を募集しています。

災害時協力井戸として登録していただく井戸は、生活用水として使用できるか確認するための水質検査を行っていただき、その際にかかる検査費用について町が補助いたします。

### ■登録の要件

- ①町内に所在するものであること。
- ②現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- ③災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ④井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。
- ⑤井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。

- ⑥町民に広く周知を図るため、井戸の所在地等を公表することについて、同意が得られること。
- ⑦登録に伴い井戸水の水質検査を実施すること。

### ■事前相談

災害時協力井戸の登録を検討される場合は、事前に企画防災課までご相談ください。

### ■登録及び補助申請の流れ

- ①災害時協力井戸登録申出書を提出
- ②登録の決定・災害時協力井戸標識を交付
- ③水質検査を受けるにあたり、補助金交付申請書を提出
- ④交付決定後、水質検査を実施
- ⑤検査終了後、実績報告書を提出

### ■補助金額

水質検査に要した費用の全部  
ただし、11,000円を上限として、1,000円未満の端数は切り捨て

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

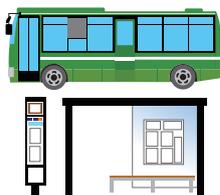
# 徳島バス定期券購入費補助制度を ご利用ください



上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

## 1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。



## 2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額(1,000円未満の端数は切り捨て)。

## 3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

## 4 申し込み手順

- ①徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。
- ②企画防災課窓口にて備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。  
なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

(補助金額) **生ごみ処理容器** (例：コンポスト・EM菌等使用容器)  
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

**電気式生ごみ処理機** (例：乾燥式・バイオ式)  
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。



生ごみを堆肥にするんじゃ。  
たくさんの応募待っておるぞ。



● 手続き方法など詳しくは ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

マイナンバーカードの申請って面倒じゃないの？

# マイナンバーカードの申請はカンタン！



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん

## おうちのパソコンやスマホから申請できます!!

パソコンで



スマートフォンで



郵便で



まちなかの証明写真機で



マイナンバーカードは、郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明写真機から無料で申請することができます！  
あなたがデジカメやスマホで撮った写真を使うこともできます。

※顔写真は、直近6ヶ月以内に撮影した、正面、無帽、無背景のものに限ります。

※郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書をご用意ください。

引越し等をした場合は、この交付申請書は使えません。お住まいの市区町村で新しい申請書をお受け取り下さい。

個人番号カード交付申請書

通知カードの下部です



通知カードは、  
マイナンバーカードを  
お知らせするカードです。  
マイナンバーカードを  
取得するまでの間、  
大切に保管して  
ください。



通知カード



マイナンバーカード



こっかが  
マイナンバー  
カード!

## マイナンバーカード取得のメリット!

公的な身分証明書にもなる!

## マイナンバーカードは顔写真付き!



マイナンバーカードの券面には、あなたの顔写真が入るので、身分証明書として官民間わず広く使うことができます。マイナンバーの確認と身元確認が、このカード一枚でOK! 裏面の IC チップには、電子証明書(オンラインで個人を認証する機能)も搭載しています。



# 上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

## 引越直後の訪問販売トラブルに注意！

引越直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。新生活が始まることの多い3、4月は特に注意しましょう。

【事例1】引越当日に業者が訪れ、管理会社と関連があるかのような説明を受け換気扇フィルターの契約をしたがウソだった。

【事例2】新築マンションに引っ越した際、管理会社からの紹介だという業者に訪問され、防カビ工事等の契約をしたがウソだった。

### アドバイス

訪問販売で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフができますが、その場ですぐに契約せず、少しでも疑問に感じたことは管理会社に確認しましょう。

消費生活に関するご相談は下記窓口までお気軽にご連絡ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口 ☎ 088-694-6816

秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝・年末年始を除く)



## フードドライブのお礼と報告

上板町では令和4年1月17日から21日にかけてフードドライブ活動を行いました。今回で5回目の活動になりますが、皆様から御協力をいただきました。

心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

寄付をいただいた食品は「NPO法人フードバンクとくしま」を通して福祉施設に提供されます。

今回の活動においては、住民の皆様や町内小中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様が各ご家庭で余った食品を持ち寄っていただき、「もったいない」の意識を高めることができました。

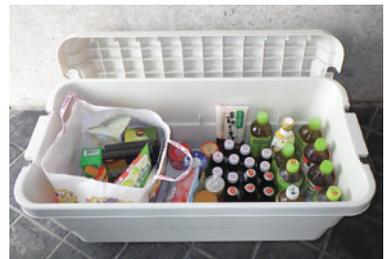
上板町においては引き続き食品ロス0の削減に向けた効果的な取り組みを行ってまいります。



町内各小学校、中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様にご支援をいただきました。



社会福祉協議会がフードドライブ窓口を開設しました。



届けられた食品



フードドライブ専用のケースがいっぱいになりました。



もったいないをありがとうに♥



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806 上板町社会福祉協議会 ☎ 088-694-6155

# ファミリー・サポート・センターの 会員になりませんか？

ファミリー・  
サポート・  
センターのしくみ



## 会員大募集

子育てを一時的に手伝ってほしい方  
子育てのお手伝いをしたい方  
会員登録されませんか！

## 誰が会員になれるの？

依頼会員…小学校6年生までの子どもを預かって欲しい人  
提供会員…上板町にお住まいで自宅で子どもを預かる事のできる人  
(提供会員講習会を受講していただけます。)  
両方会員…預けたり、預かったりの両方をかねてできる人

## ● お問い合わせ・申し込み ●

板野東部ファミリー・サポート・センター

住所：藍住町奥野字矢上前 32-1

☎ 088-693-3033 (9時～17時まで)

E-MAIL：familyit@mxi.netwave.or.jp

FAX：088-693-3034

URL：http://fami-sapo.jp



## 会員登録するには？

### 登録・入会は無料

会員登録は随時、入会の説明を受け登録できます。今すぐ必要でなくても登録しておくといざという時安心です。(保護者の顔写真2枚 4×3cmくらいのもの・印鑑を持参してください。)

## 利用料金

援助を受けた依頼会員が提供会員に直接支払います  
月～金 7:00～21:00 1時間／700円  
上記以外の時間及び祝日・年末年始 1時間／800円

# 水道課からののお知らせ！

● 次の場合は、申請手続きが必要です。

- ① 開栓の申請  
(転入で、水道を開栓する場合など)
- ② 閉栓の申請  
(転出で、水道を閉栓、撤去する場合など)
- ③ 名義人・使用者の変更申請  
(名義人死亡により、名義人・使用者を変更する場合など)
- ④ 休止の申請  
(長期(半年以上など)の入院、海外旅行などで家を空ける場合など)

● 水道料金が高くなってきたと

感じた時は、宅内漏水にご注意ください。

### 漏水の調べ方

- ① 家中の蛇口を全て閉めましょう。
  - ② メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を確認しましょう。
  - ③ パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。
- ※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

● お問い合わせ ●

上板町役場 水道課 ☎ 088 - 694 - 6817

# ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、

さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

## 『あい』のご利用案内

- ☆場所 上板町ふれあいセンター2階  
上板町役場より西へ300メートル  
上板町商工会西隣
- ☆受付時間 月曜日～金曜日  
午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日は休み）
- ☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
- ・これまでの経緯や現状についてお聴きし、今後のことを一緒に考えます。
- ・定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
- ・相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介します、おつなぎします。
- ・必要に応じて訪問支援もおこないます。
- ☆相談は無料です。秘密は厳守します。  
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

## 電話相談

- 《受付時間》  
月曜日～金曜日  
午前9時00分～午前12時00分まで  
午後1時00分～午後5時00分まで
- ☎088-637-6006



## 来所（面接）相談

- 《予約方法》（事前予約）  
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。
- 《場所》  
ふれあいセンター2階 『あい』相談室

相談したいけど、  
平日は時間がとれない…

平日の利用が難しい方には、毎月 第4土曜日の 午後7時00分～午後9時00分まで『あい』で 電話相談 及び 来所（面接）相談を受け付けています。  
※電話相談・来所（面接）相談ともに、3月25日（金）の午後5時00分までに 事前に電話予約をお願いします  
3月の相談日は、3月26日（土）です。お気軽にお電話、来所ください。

## 人権啓発作品紹介

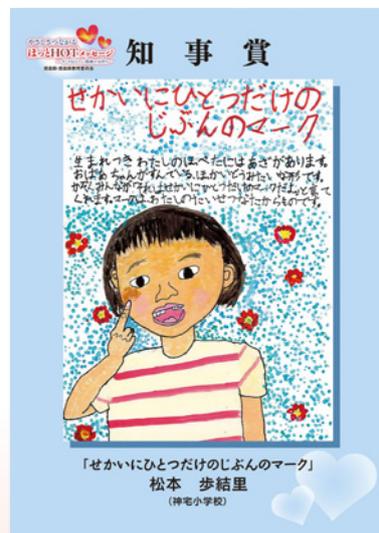
### 徳島県・徳島県教育委員会

## 令和3年度『やさしさつながる ほっとHOTメッセージ』作品より

徳島県及び徳島県教育委員会で、気持ちがほっとして心が温かくなったり、胸が熱くなったりしたメッセージやその言葉が生まれたときのエピソードに関する作品が募集されました。

園児から大人の方まで、7,936点の作品が応募される中、神宅小学校の浅野奏太郎さん、松本歩結里さんが知事賞を受賞されました。

栄えある受賞をたたえるとともに、今後ますますのご活躍をお祈りしています。





# 第100回上板ワンデーウォーク

吹く風に冷気が混じってはいるものの、日増に強くなる日差しに春を感じる季節となりました。

今回は桜の花巡りを計画しました。地域の花作りの方々の努力で見事な花をつけるしだれ桜など、きれいに咲いた名所（数カ所）を楽しみながら歩きませんか。

- 日時** 令和4年3月27日(日) 9時30分～14時予定
- 集合場所** 上板町役場（駐車場あり）
- コース** 上板町役場-門田（しだれ桜）-六番札所 安楽寺-技の館（昼食）-上板町役場 往復約7km
- 参加者** 上記歩ける方なら、どなたでも参加できます。
- 参加費** 200円（小学生以下無料）  
※参加された方には記念品があります。
- 携帯品** 飲み物、タオル、てぶくろ、お弁当、雨具、健康保険証  
※小雨決行します。  
※万一、事故が発生した場合は傷害保険に加入している範囲及び応急処置以外の責任は負いません。



# ウォーキングを通して フレイル予防!

季節を感じながら、みんなで楽しく、歩きましょう!

上板町歩こう会では、毎月四季折々のウォーキングコースを多くの仲間と交流を楽しみながら活動しています。

フレイル予防にも最適で、体力の維持向上も、友人や仲間と一緒に取り組むことで、楽しく続けやすくなります。

会費は無料で、誰でも参加できます。

毎月の交流を楽しみ、健康維持しましょう!

- 日にち** 令和4年  
4月10日(日)、5月10日(火)  
6月10日(金)、7月10日(日)
  - 時間** 午前9時～2時間程度  
(8時45分役場前集合)
  - 参加料** 無料(当日保険料100円)
  - 申し込み** 不用
  - 持ち物** 飲み物、帽子、タオル、雨具、健康保険証 など
- ※小学生以下の方は保護者の同伴が必要です。  
※雨天決行(警報が出ている場合は中止)

● お問い合わせ ● 上板町歩こう会 前田 ☎ 080 - 3162 - 0458 主催：上板町歩こう会 後援：上板町

## 令和3年度 上板町定住促進「住宅取得応援助成金」の申請期日が近づいています

### ○制度の概要

平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に、上板町への移住・定住者が移住又は定住のために上板町内で新たに居住を開始した一戸建て住宅と住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税に相当する額を、当該移住・定住者に最大5年間助成します。

### ○対象となる物件

上板町に移住又は定住する方が、平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に移住又は定住のために新たに居住を開始した、上板町内に所在する床面積50㎡以上280㎡以下の新築又は中古住宅(以下「対象住宅」といいます。)及び対象住宅に係る住宅用地(以下「対象用地」といいます。)

- ◎対象住宅が併用住宅である場合の床面積は居住の用に供する部分の面積になります。
- ◎対象用地の面積については必要に応じ面積按分等により算出します。
- ◎貸家等、貸借を目的とした住宅及び共同住宅・寄宿舎等は対象外です。

### ○交付対象者

対象住宅に居住し移住又は定住した方で、町税等の滞納がない方及びその他町長が助成金の対象者として適さない事項の該当者でないことと認める方

- ◎年齢制限、所得制限はありません。
- ◎従前から所有されていた住宅を建て替えた方々、

親族からの相続により住宅を取得した方についても、建て替え又は相続による住宅の取得及び当該住宅での定住となる居住開始が、要件を満たす期間内である場合は交付対象者になり得ます。

◎住宅・敷地ともに所有権を有していない方でも、居住状況次第で対象になる場合もあります。

### ○助成金の額

対象住宅及び対象用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額

◎助成金の額を算出する際に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

### ○助成対象期間

「申請者の移住又は定住開始後、最初に到来する1月1日」を賦課期日とする固定資産税の賦課年度以降5年間

### ○令和3年度分の申請期限

令和4年3月15日(火)まで

- ◎固定資産税納付後の申請になります。
- ◎助成金は年度毎の固定資産税額に応じて交付されるものであり、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年度申請が必要です。
- ◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。

※助成金の制度については上記内容に加え、他にも要件や注意事項があります。詳しくは町ホームページの該当記事にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088 - 694 - 6824

# WAZA CAFFE おすすめメニュー紹介♪



技の館では、レストランがOPENしています。  
今回は、2月から新発売のピザです♪ メニューは、3種類です。

- マルゲリータ ● てりやきチキン ● おまかせ MIX
- 全てのメニューが800円(税込)です。ピザとサラダ、スープのセットとなります。

ピザ生地は、技の館で手作りしています。ピザ窯で焼くので、もちもちの食感がクセになります。  
是非、ご家族で食べにきてくださいね。

### <今月の営業時間>

3月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)、19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)  
(ピザはランチ時のみ。(11:00~14:30 (LO 14:00)))

モーニング 8:00~11:00 (LO 10:30)  
ランチ 11:00~14:30 (LO 14:00)  
カフェ 11:00~16:30 (LO 16:00)  
場所 技の館〈上板町泉谷字原東32-4〉

## 藍マルシェ開催決定!!

3月20日(日) 10時~15時 ※小雨決行  
久しぶりに「藍マルシェ」を開催することが決定しました。

### 【物販ブース】

- ・ 藍染体験 (ハンカチ、バンダナのみ)  
※電話にて事前予約要、当日申込不可
- ・ 藍染小物、藍染アクセサリ、藍のろうそくなど藍染を使ったこだわり商品
- ・ こだわりのハンドメイドアクセサリ

### 【飲食ブース】

- ・ そば米汁、キャロット焼き
- ・ もち麦うどん
- ・ 焼き芋
- ・ からあげ、ポップコーン、フランクフルトなどの軽食

### 【子ども広場】

- ・ 輪投げ、射的 ・ 読み聞かせ

- 来場者の皆様におぜんざいを1杯/人(無料) プレゼントします。13:00~入場時に、入口で食券配布。先着200名様ですでお早めに。



コロナウイルスの影響で感染が拡大した場合は、中止になる可能性もあります。中止の場合は、技の館 HP でお知らせいたします。その他、ご不明点がありましたらいつでもご連絡ください。

### お問い合わせ 技の館 一般社団法人ジャパンプルー上板

〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4

☎088-637-6555 FAX 088-637-6554 Mail: ai@wazanoyakata.com <https://wazanoyakata.com>

## とくしま上板熱中小学校 第11期入学生募集中!

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。4月から第11期がスタートします。

第11期よりこれまでの座学中心から、課外活動の時間を多く取り入れた授業スタイルへ変更して参ります。月一回開催しているわらあい市の運営、既存のクラブ活動 (IT 班、音楽倶楽部、ものづくり班、藍班等) はもちろん、年間を通して柿畑のお世話をしたり、陶芸を楽しんだりする時間を通して、世代を超えた新しい仲間ができます。

現在、私たちと一緒に学ぶ仲間を募集しています。

さぁもう一度7歳の目で、新しい自分に会いませんか?



**期 間** : 2022年4月~2022年9月 毎月、土曜日または日曜日 13:00~16:00 (予定)

**場 所** : 上板町技の館 2階 (上板町泉谷字原東32-4)

**授 業 料** : 5,000円 (材料費別、授業回数約5日開講/約8コマ)

**申込方法** : ☎088-694-7766 / FAX 088-694-7767 / Mail: ai@wazanoyakata.com

ホームページから入学申込可能です。詳しくは「とくしま上板熱中小学校」で検索!

※電話やFAX、メールでも受付しています。ご不明点あれば、いつでもご連絡ください。

## 学校給食センター

## 海の恵みに感謝して

毎月19日は  
食育の日

新型コロナウイルスの影響から、学校給食にもさまざまな県産食材が無償提供されるようになり、はや2年目が終わろうとしています。

これまでに、徳島県産黒毛和牛や阿波尾鶏、いちごの他、水産品もたくさんご提供いただきました。

わかめやのり加工品、ハモにさわら、ブリ、タコ…本当に徳島は海に囲まれた自然豊かなところだなと感心するとともに、その自然の恵みに感謝です。

2月はスズキフライにおにぎりのりもいただきました。

高志小学校4年生のみなさん考案の大根葉の混ぜご飯をのりで包み、おにぎりにしていただきました。



● お問い合わせ ● 上板町給食センター ☎ 088-694-2279

# 令和4年度 自衛官等採用案内

| 募集種目   | 資格  | 受付期間  | 試験日   | その他   |
|--------|---|---|---|---|
| 一般曹候補生 | 18歳以上33歳未満の者<br>(32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)                                 | 令和4年3月1日<br>～5月10日                            | 1次：令和4年5月20日<br>～5月29日<br>2次：令和4年6月17日<br>～7月3日<br>いずれか指定する1日 | <b>試験会場</b><br>海上自衛隊 徳島教育航空群基地内（松茂町）<br>詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。 |
| 自衛官候補生 | 18～33歳未満の者<br>(高校卒業見込を含む)<br>(32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者) | 年間を通じて行っています。<br>詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。 | 年間を通じて行っています。<br>詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。                 | ※新型コロナウイルスの影響により試験日を変更する場合があります                                   |



## 鳴門地域事務所からのお知らせ

鳴門地域事務所では随時説明会を実施していますので、転職・就職先をお探しの方、自衛隊に興味のある方、ご予約戴ければ24時間対応いたします。

### ●お問い合わせ●

自衛隊鳴門地域事務所

☎ 088-685-5306

住所：鳴門市撫養町立岩字七枚57

お問い合わせ窓口



# くらしの保険相談

- ・年金
- ・健康保険
- ・失業保険
- ・労災保険
- ・交通事故
- ・生命保険
- ・住宅ローン

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密接した各種保険相談を開催します。疑問や不安をかかえているか、老後の生活設計に悩んでいるか、ぜひこの機会に相談してみませんか。

**日時** 令和4年3月22日(火)  
午後1時30分～

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

● 場所・お問い合わせ ●  
馬道会館 上板町西分字原淵18番地2  
☎ 088-694-4868

HAPPY BIRTHDAY

お誕生おめでとう

(令和4年1月)

● 吉田 竜太、<sup>ひなと</sup> 滯、陽翔 男子(神宅)

● 米原 悠人、<sup>まなと</sup> 紗矢香、茉那人 男子(瀬部)

● 森本 将徳、<sup>なづな</sup> 真麻、凧沙 女子(椎本)



上板町広報誌「広報かみいた」に掲載する有料広告の募集を行います。  
掲載開始は令和4年4月号からとなります。

※4月号に掲載希望の場合は3月4日(金)までにお申込みいただく必要があります。  
掲載をご希望の方は上板町HPをご覧ください、企画防災課までお問い合わせください。

## 【募集広告サイズ】

1号広告  
サイズ 66mm×91mm

広告を  
募集しています



2号広告  
サイズ 66mm×182mm

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824